

FRP 容器の移動及び設置指針

1. 制定目的

LP ガス容器は、従来 鋼製容器とアルミ容器のみであったが、平成 27 年 2 月 24 日に LP ガス用一般複合容器（FRP 容器）が新たに基準化された。

日本 LP ガス団体協議会では、FRP 容器の移動、設置及び貯蔵等に係る事故を防止するため本指針を制定する。

2. 適用範囲

FRP 容器の移動、設置、貯蔵等に適用する。

3. 移動の基準

3.1 販売事業者等が FRP 容器を移動し、消費者に手渡しする場合

- (1) FRP 容器から調整器及び燃焼器を取り外して運搬する。
尚、液石法における容器交換時等の供給設備点検及び消費設備調査の際は、販売事業者による調整器及び燃焼器の調査が必要となる。
- (2) 取り外した調整器には、両端接続部のカップリング部に備え付けのキャップを取り付け、カップリング部にゴミが入らないような措置をとること。
- (3) FRP 容器と鋼製容器を混載し緊縛する場合には、FRP 容器のケーシングの損傷防止を図るため、間に緩衝材等を入れる。
- (4) FRP 容器は縦置きとし、車両に積載するときは、容器の荷崩れ、転倒、転落、追突などによる衝撃を防止するため、原則として荷台の前方に積載し、ロープなどを使用して確実に緊縛すること。
- (5) FRP 容器のみの 2 段積みは可能。
但し、FRP 容器と鋼製容器の 2 段積みは不可。
- (6) FRP 容器と消防法危険物との混載
消防法の第四類危険物（灯油等）との混載が認められている。

- (7) FRP 容器の積みおろしをするときは、ケーシングに傷をつけないように粗暴な取扱いはしないこと。

3.2 消費者が FRP 容器を移動する場合

- (1) FRP 容器から調整器及び燃焼器を取り外して、容器のみを運搬する。
但し、液石法における容器交換時等供給設備点検及び消費設備調査の際は、調整器及び燃焼機器が必要なので、持参すること。
- (2) 取り外した調整器には、両端接続部のカップリング部に備え付けのキャップを取り付け、カップリング部にゴミが入らないような措置をとること。
- (3) FRP 容器は縦置きとし、転倒しない措置をすること。
- (4) FRP 容器を車両に積載し移動するときは、内容積 20 L 以下で合計内容積は 40 L 以下とする。例えば 7.5kg(17.6L)容器の場合は 2 本まで、5kg(11.75L)容器の場合は 3 本までとし、FRP 容器に貼付されている「取り扱い上の注意」を遵守すること。
- (5) 車両に積載し移動する場合は、夏季など温度上昇の恐れがあるので、長時間の放置はしないこと。
- (6) FRP 容器の積みおろしをするときは、ケーシングに傷をつけないように粗暴な取扱いはしないこと。

4. 設置の基準

- (1) 火気に近づけないこと。
- (2) 風通しの良い場所で使用し、狭い場所で長時間の使用はしないこと。
- (3) FRP 容器の転落、転倒による衝撃を防止する措置として、FRP 容器を水平で、かつ、上から物が落ちるおそれのない場所に設置し、転倒しないような措置をとること。
- (4) FRP 容器は、車両等による損傷を受けない場所に設置すること。
- (5) 室内に持ち込む FRP 容器は 10kg までとする。

- (6) FRP 容器の上に直接燃焼器を置いて使用しないこと。
- (7) FRP 容器は、販売事業者の配管等への接続義務が無いので、お客様が容器を調整器に接続することが可能。
但し、10kg FRP 容器を硬質管に接続する場合は、ガス漏れ警報遮断、対震遮断機能を有する機器の設置が必要で、FRP 容器は屋外に設置すること。
- (8) FRP 容器は腐食しないので、腐食を防止する措置は不要。

5. 貯蔵施設での注意点

- (1) 水平で、かつ、上から物が落ちる恐れのない場所に置くこと。
- (2) 10kg 以下の容器については原則として 2 段積以下とし、やむを得ず 3 段積にするときは、ロープ等で固縛すること。
- (3) 貯蔵は風通しの良い場所でおこない常に 40℃以下に保つこと。

6. その他 FRP 容器の取扱い上の注意点

- (1) FRP 容器を、本来の目的以外に使用しないこと。
- (2) ケーシングが変形又は破損したものは使用しないこと。
- (3) FRP 容器は、必ずバルブを上にして立てておき、転倒・転落しないようにすること。
- (4) 1.5m 以上の高所から直接落下した容器は、使用しないこと。
- (5) 直射日光等があたり、容器の温度が 40℃を超えるような場所には置かないこと。
- (6) FRP 容器の使用期限は、容器検査に合格した年月から 15 年であり、その期限を過ぎると移動及び消費が出来ないので、期限を確認して使用すること。
- (7) FRP 容器の再検査の期間は 3 年であるので、期限を確認して使用のこと。
- (8) FRP 容器の容器バルブは、通常の容器の容器バルブと形状が異なっている。充填する場合は、専用のカップリング弁用充填ヘッドで充填するか、あるいは容器側に

カップリング弁用アタッチメントを取付け、POL用充填ヘッドで充填すること。

(9) 消費する際は専用のカップリング付き調整器を使用すること。

制定日

本指針の制定日は、2015年 9月 25日とする。

施行日

本指針の施行日は、2015年 10月 25日とする。